自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置、維持管理及び使用に関する調査結果報告書

平成 24 年８月

総務省山梨行政評価事務所

目　次

第１　行政評価・監視の目的等‥‥‥

第１　行政評価・監視の目的等

１　目的

薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定されている自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）は、その使用が医行為にあたるため、医師、救命救急士等の使用に限定されていたが、「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（平成 16 年７月１日付け厚生労働省医政局長通知）により、緊急時において、ＡＥＤの使用に必要な講習を受けていることなど一定条件の下、非医療従事者（一般市民）による使用が認められた。

これに合わせて、厚生労働省では、ＡＥＤ普及啓発事業により、都道府県が実施するＡＥＤの使用に関する講習、適切な管理等を行うための設置場所等の情報収集に対する財政支援を行ってきている。また、ＡＥＤの設置に当たっては、次世代育成支援対策施設整備交付金等による民間保育園への設置など各種の国庫補助事業による設置拡大が図られている。

こうしたことから、一般市民が使用可能とみられるＡＥＤの販売台数は平成 16 年に 1,097 台であったところ、22 年には 251,030 台へ増加しており、特に山梨県は、20 年及び 21 年における人口 10 万人当たりのＡＥＤ設置数が全国１位であり、22 年は全国２位であったもののＡＥＤ設置が普及している。また、一般市民によるＡＥＤの使用実績も、平成 17 年には 92 件（山梨県０件）であったところ、22 年には 1,298 件（同 11 件）へ増加しており、一般市民による除細動が実施された症例では、それが行われず救急隊によって除細動が行われた症例に比べ、１か月後の生存率が 1.6 倍高いとの調査結果が出ていることからも、ＡＥＤ設置のより一層の普及が望まれている。

しかし、ＡＥＤの設置は、法的な義務付けがなく、国、地方公共団体、民間事業者の「任意」で行われており、ＡＥＤの設置が望ましい場所に必ずしも設置されていない現状となっている。実際に、平成 23 年８月に長野県内で日本フットボールリーグのサッカー選手が練習中に急性心筋梗塞で死亡した事例において、練習会場にＡＥＤが設置されていなかったことが指摘されている。

また、ＡＥＤが設置されている場合でも、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、日常的に点検し、消耗品を適時交換するなど管理の徹底化が必要とされている。

さらに、一般財団法人日本救急医療財団の公表するＡＥＤ設置情報と都道府県、市町村が独自に行っている情報提供との間に情報内容が齟齬している状況なども指摘されている。

この調査は、以上のような状況を踏まえ、ＡＥＤの設置を推進する観点から、国の庁舎の施設等及び国庫補助対象施設におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況を調査し、関係行政の改善に資するとともに、地方公共団体関係施設及びその他公共施設等におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況について、その実態を調査する。

２　対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

山梨県内の国の行政機関　計 31 機関

(2) 関連調査等対象機関

地方公共団体、民間企業等　計 34 機関

3　担当部局

総務省山梨行政評価事務所　第１評価監視官室

4　調査時期

平成 24 年４月～７月

第２　調査結果

１　国の庁舎等の施設におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況

調査の結果	図表番号
【制度の概要】 自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）は、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）の「高度管理医療機器」及び「特定保守管理医療機器」に指定されており、その使用が医行為に当たるため、従来は医師、救急救命士等にのみ使用が認められていたが、厚生労働省は「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」（平成 16 年７月１日付け医政発第 0701001 号　厚生労働省医政局長通知）（以下「使用通知」という。）により、緊急時において、一定の条件の下、非医療従事者（一般市民）がＡＥＤを使用することが認められた。	表１－１
また、厚生労働省では、都道府県知事、ＡＥＤ製造販売業者代表者及び関係省庁に対し、設置されたＡＥＤの管理について、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」（平成 21 年４月 16 日付け医政発第 0416001 号　薬食発大 0416001 号　厚生労働省医政局長及び医薬食品局長通知）（以下「管理通知」という。）により、ＡＥＤ設置者に対し、①点検担当者の配置、②日常点検の実施、③消耗品の管理、④日本救急医療財団への設置情報の登録等を求めており、ＡＥＤ設置者は、ＡＥＤを設置するだけではなく、ＡＥＤの適切な維持管理に努める必要がある。	表１－２
なお、厚生労働省では、ＡＥＤ製造販売業者代表者及び都道府県衛生主管部（局）長に対し、「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の周知等について（依頼）」（平成 22 年５月７日付け　薬食安発 0507 第１号　薬食監麻発 0507 第５号　薬食機発 0507 第 11 号　厚生労働省医薬食品局安全対策課長　厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長　厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長通知）により、管理通知の更なる周知を求める通知を出し、ＡＥＤ設置者の維持管理等が適切になされるよう求めている。	表１－３
【調査結果】 今回、山梨県内の国の機関 31 機関について、ＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。	
ア　ＡＥＤの設置状況 今回調査した 31 機関のうち、５機関（16.1 パーセント）では、不特定多数の人が来所して利用する国の施設ではないとしてＡＥＤを設置していないが、５機関のうち１機関が、合同庁舎に入居していないことから、他機関等からＡＥＤを借りることができないとして、平成 24 年７月から９月までに上局で一括購入し、ＡＥＤを設置する予定であることが認められた。 また、26 機関でＡＥＤが設置されており、機関によっては２台保有していることもあり、延べ 31 台が設置されている。また、保有形態をみると、購入が	

25機関（30台）、無償貸与が１機関（１台）となっている。 ＡＥＤの設置場所については、ほとんどの機関が、庁舎や事務室の入口等の人目に付く分かりやすい場所に設置しているが、事務室内の棚等の人目に付きにくいと思われる場所に設置している機関が２機関みられ、庁舎の入口に「ＡＥＤ設置施設」の設置マーク（ステッカー）等が示されていない機関が１機関みられた。	事例表１－１
なお、今回調査対象とした国の合同庁舎等の中には、①ＡＥＤを保有している機関がそれぞれの機関の事務室内に設置しているため、ＡＥＤを設置していない機関の職員や来庁者が緊急時に自由に使用できる状態になく、庁舎入口にＡＥＤ設置施設であることを示すマーク（ステッカー）等がないため、そもそもＡＥＤが設置されているかどうか外部からは確認できない庁舎が１庁舎、②入居している全ての機関に設置しているが、庁舎入口にＡＥＤ設置施設であることを示すマーク（ステッカー）等がないため、ＡＥＤが設置されているかどうか外部からは確認できない庁舎が１庁舎みられた。	事例表１－２
さらに、ＡＥＤの利用可能時間については、26機関のうち、25機関（96.2パーセント）で開庁時間としており、勤務時間（おおむね午前８時30分から午後５時15分）終了後も職員が残業等で庁舎にいる場合の使用は可能だが、職員や警備員が退庁後の夜間及び土日祝日は、ＡＥＤの利用は不可能としているが、１機関（3.8パーセント）では、勤務時間外は当直室に移動させ、当直担当が管理しているとしている。	
イ　ＡＥＤの維持管理の状況 管理通知では、ＡＥＤ設置者に対し、①点検担当者の配置、②点検担当者の役割、③保守契約による管理の委託、④設置情報の登録を求めており、ＡＥＤの具体的な維持管理については、②点検担当者の役割に記載されており、その内容は、次のとおりとなっている。 ⅰ）日常点検の実施 ＡＥＤ本体のインジケータのランプの色や表示により、ＡＥＤが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録すること ⅱ）表示ラベルによる消耗品の管理 製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにＡＥＤ本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施すること ⅲ）消耗品交換時の対応 電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、ＡＥＤに取り付けること、とされている。 今回ＡＥＤを設置している26機関におけるＡＥＤの日常点検、消耗品の管	

理等の維持管理状況をみると、ＡＥＤの維持管理については、全ての機関で日常点検を実施しているとしているが、その一方で、日常点検は実施しているが、記録をしていない機関が 13 機関（50 パーセント）みられた。	
また、①業者名とその連絡先が記載されたタグは取り付けられているものの、表示ラベルが取り付けられていない機関が２機関（7.7 パーセント）、②ＡＥＤ本体に表示ラベルが取り付けられているが、収納ケース内にＡＥＤを設置しているため、表示ラベルの記載内容が見えず、外部から記載内容を確認することができない機関（調査時に外部から確認しやすいように取り付け直した２機関を含む。）が 11 機関（42.3 パーセント）みられた。	事例表１－３ 事例表１－４
さらに、①消耗品が交換されているにもかかわらず、表示ラベルの記載内容が訂正されていない機関が１機関（3.8 パーセント）、②電極パッドの使用期限が過ぎたものが本体に装着されたままとなっている機関が２機関（7.7 パーセント）みられた。	事例表１－５ 事例表１－６
ウ　職員に対する講習の実施状況	
一般市民のＡＥＤの使用については、使用通知により、一般市民（非医療従事者）がＡＥＤ使用に必要な講習を受けていることが必要とされ、ＡＥＤ使用に必要な講習については、「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会報告書」（平成 16 年７月１日）に提示されており、その内容は、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成５年３月 30 日付消防救発第 41 号　消防庁次長通知）に基づき、消防機関が実施している普通救命講習（Ｉ）とほぼ同内容であり、２年から３年間隔での定期的な再受講が望ましいとされている。	表１－４ 表１－５
今回ＡＥＤを設置している 26 機関における職員に対するＡＥＤの取扱い等に係る講習の実施状況をみると、消防機関が実施する普通救命講習等を職員に受講させていた機関が 11 機関（42.3 パーセント）、以前は消防機関が実施する普通救命講習等を職員に受講させていたが、現在は機関自身で講習を実施している機関が１機関（3.8 パーセント）みられるが、ほとんどの機関では、ＡＥＤ設置時に、職員が参加して、販売業者等によるＡＥＤ使用方法の説明にとどまっており、中には、①ＡＥＤを設置したにもかかわらず、ＡＥＤの普通救命講習を受けた者が３人いるとしてＡＥＤ設置後の講習を実施していない機関が１機関（3.8 パーセント）、②販売業者等によるＡＥＤ設置時の最初の説明や消防機関の講習から３年以上講習等を実施していないとする機関が３機関（11.5 パーセント）みられた。	
エ　設置場所の登録、公表等状況	
管理通知により、ＡＥＤ設置者は、一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）に設置情報を登録することが求められているが、今回ＡＥＤを設置している 26 機関のうち、７機関（26.9 パーセント）では登録していない状	

況がみられた。 　また、①庁舎の移転や出先機関の統合をしたにもかかわらず、住所や台数の変更登録を行っていない機関が１機関（3.8パーセント）、②実際はそれぞれ１台しか設置していないにもかかわらず、財団ホームページでは誤った台数が登録されている機関が５機関（19.2パーセント）みられた。 　なお、財団ホームページに登録している19機関のうち、自らのホームページでＡＥＤの設置を公表している機関が８機関（30.8パーセント）みられた。 オ　ＡＥＤの使用状況 　今回ＡＥＤを設置している26機関で、ＡＥＤを使用した事例は皆無であり、心肺停止等が発生した事例もみられなかった。 【所見】 　したがって、各機関では、ＡＥＤの適切な設置、維持管理等を図る観点から、次のような措置を講ずることが望ましい。 ①　ＡＥＤが未設置の機関のうち、ｉ）合同庁舎に入居している機関は、日頃から合同庁舎連絡会議などを通じて緊急時にＡＥＤを使用できるよう連携を図ること、ii）単独庁舎や民間ビルに入居している機関は、緊急時に備えて、ＡＥＤの設置情報が掲載されている財団のホームページなどを利用して、日頃から民間施設も含めて庁舎等周辺のどこにＡＥＤが置かれているか把握しておくこと ②　ＡＥＤの設置に当たっては、人目に付く分かりやすい場所に設置し、庁舎入口にＡＥＤ設置施設であることを掲示するとともに、合同庁舎等においては、ＡＥＤを設置していない官署の職員や来庁者にも設置場所を周知すること ③　ＡＥＤの維持管理については、日常点検の結果を記録することを励行し、表示ラベルの記載内容を外部から容易に確認できるようにＡＥＤ本体又は収納ケースに適切に取り付けるとともに、表示ラベルの記載を適切に行い、消耗品の使用期限切れが生じないよう、管理を徹底すること ④　講習の受講については、可能な限り、消防機関等が実施する普通救命講習を受講する機会を設け、職員に対し受講を励行すること ⑤　財団ホームページに未登録の機関については速やかに登録事務を実施し、誤った登録となっている機関については、速やかに訂正の手続を行うこと	

表１－１「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」

平成 16 年 7 月 1 日付医政発第 0701001 号　厚生労働省医政局長から都道府県知事宛ての通知

非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「ＡＥＤ」という。）の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるＡＥＤの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書※（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

非医療従事者によるＡＥＤの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にＡＥＤの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、ＡＥＤの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がＡＥＤを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で的確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

１　ＡＥＤを用いた除細動の医行為該当性

心室細動及び無脈性心室頻拍による心停止者（以下「心停止者」という。）に対するＡＥＤの使用については、医行為に該当するものであり、医師でない者が反復継続する意思をもって行えば、基本的には医師法（昭和23年法律第201号）第17条違反となるものであること。

２ 非医療従事者によるＡＥＤの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書第３の３の（４）「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。）がＡＥＤを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がＡＥＤを用いても医師法違反とならないものとされるための４つの条件、すなわち、

① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること

② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること

③ 使用者が、ＡＥＤ使用に必要な講習を受けていること

④ 使用されるＡＥＤが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第２に示す考え方に沿って、報告書第３の通り具体化されたものであり、これによるものとすること。

３ 一般市民を対象とした講習

ＡＥＤの使用に関する講習については、救命の現場に居合わせてＡＥＤを使用する一般市民が心停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。

講習の内容及び時間数については、報告書別紙の内容によることが適当であること。

なお、講習の実施に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にＡＥＤの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるＡＥＤの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね３時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

講師については、報告書第３の３の（２）の公的な団体において、関係学会の協力を得て作成するものとされている非医療従事者を対象とした指導教育プログラムの普及が図られるまでの間は、関連する基本的心肺蘇生措置及びＡＥＤの使用に関し十分な知識・経験を有する有資格者とするものであり、関係団体等に協力を要請し、その確保に努めること。

４ 効果の検証

非医療従事者がＡＥＤを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中で、的確に把握し、検証するよう努めるものとし、その際、「メディカルコントロール体制の充実強化について（平成15年3月26日付消防庁救急救助課長、厚生労働省医政局指導課長通知）」により、庁内関係部局間の連携を密に、事後検証体制の確立に引き続き努めること。

５ その他

（１） 報告書の内容を踏まえ、指導教育プログラムが取りまとめられた際等には、必要に応じて追って通知するものであること。

（２） 関係省庁、関係団体、学会に対しては、当職より別途通知しているものであること。

（３） 非医療従事者によるＡＥＤの使用条件については、事後検証の結果等に基づき、講習のあり方等について適宜、見直すものであること。

※ 報告書については、表１－４を参照のこと

表１－２　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」

平成21年4月16日付け医政発第0416001号　薬食発大0416001号　厚生労働省医政局長及び医薬食品局長から都道府県知事宛ての通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器(以下「ＡＥＤ」という。)については、平成１６年７月１日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、ＡＥＤは、薬事法（昭和３５年法律第１４５号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてＡＥＤが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にＡＥＤの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添１のとおり、ＡＥＤの各製造販売業者に対して、ＡＥＤの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添２のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するＡＥＤの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

１．ＡＥＤの適切な管理等について、ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等を徹底すること。

２．貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

３．貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

４．各市町村及び関係団体との協力・連携の下、ＡＥＤの更なる普及のための啓発を行う際には、ＡＥＤの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。

５．各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するＡＥＤの使用に関する講習会において、ＡＥＤの適切な管理等の重要性についても伝えること。

（別紙）

ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等について

１．点検担当者の配置について

ＡＥＤの設置者（ＡＥＤの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したＡＥＤの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、ＡＥＤの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

２．点検担当者の役割等について

ＡＥＤの点検担当者は、ＡＥＤの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

１）日常点検の実施

ＡＥＤ本体のインジケータのランプの色や表示により、ＡＥＤが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

２）表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにＡＥＤ本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するＡＥＤについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

３）消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、ＡＥＤに取り付けて下さい。

３．ＡＥＤの保守契約による管理等の委託について

ＡＥＤの購入者又は設置者は、ＡＥＤの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたＡＥＤの管理等を委託して差し支えありません。

４．ＡＥＤの設置情報登録について

ＡＥＤの設置情報登録については、平成１９年３月３０日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、ＡＥＤの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、ＡＥＤの設置場所について公表を同意いただいた場合には、ＡＥＤの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するＡＥＤの設置場所について把握し、必要な時にＡＥＤが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、ＡＥＤに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、ＡＥＤを家庭や事業所内に設置している場合等では、ＡＥＤの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

（参考）ＡＥＤ設置場所検索（財団法人日本救急医療財団ホームページ）ＵＲＬ

http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm

別添１　同日付の厚生労働省医薬食品局安全対策課長からＡＥＤ製造販売業者代表者への通知

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について

自動体外式除細動器(以下「ＡＥＤ」という。)については、平成１６年７月１日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてＡＥＤが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、ＡＥＤの設置に当たっては、その適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、別添のとおり、ＡＥＤの設置施設等において、その適切な管理等が実施されるよう、各都道府県知事あて医政局長及び医薬食品局長の連名通知を発出したところです。

ついては、貴社が製造販売するＡＥＤについて、速やかに、下記の対策を実施するようお願いします。

記

１．表示ラベルの作成等について

ＡＥＤの設置施設等において、設置されたＡＥＤの電極パッドや及びバッテリの交換時期等を容易に確認することができるラベル（以下「表示ラベル」という。）を作成すること。

１）表示ラベルの記載内容について

表示ラベルには、電極パッド及びバッテリの交換時期の記入欄を作成すること。また、バッテリの交換時期に関する注意事項として、「バッテリはＡＥＤの設置環境や別添１使用状況によって使用期間が異なる可能性があり、交換時期は目安である」旨を明記すること。

２）表示ラベルの取扱いについて

ア．新規のＡＥＤ販売時の対応ＡＥＤを新たに販売する際には、電極パッド及びバッテリの交換時期を記入した表示ラベルを取り付けた上で販売すること。

その際、表示ラベルは、通常の設置状態において記載内容が容易に確認できるよう、視認性に配慮した位置に取り付けること。

また、容易に外れたり、使用時にＡＥＤの取り出しを妨げたりすることのないよう工夫して取り付けること。

イ．既に設置されているＡＥＤへの対応

既に設置されているＡＥＤについては、薬事法施行規則第１７３条第１項及び第２項の規定により、ＡＥＤを販売、授与又は賃貸した際に記録した購入者又は把握している設置者に対して、販売業者又は賃貸業者と連携の上、表示ラベルを提供すること。

その際、設置者に対して、表示ラベルに現在設置されているＡＥＤの電極パッド及びバッテリの交換時期を記入した上でＡＥＤに取り付けるよう促すとともに、ＡＥＤの適切な管理等を実施するよう周知すること。

ウ．消耗品交換時の対応

交換のため、電極パッド又はバッテリのみを販売する際には、次回の交換時期を記入するための新しい表示ラベルやシール等を添付すること。

その際、ＡＥＤの設置者に対して、電極パッド又はバッテリの交換時には、新たな表示ラベル又はシール等に次回の交換時期を記入し、古い表示ラベルの上から貼り付けることで、交換時期に関する情報を更新する旨を分かりやすく説明すること。

２．必要な情報の提供等について

設置者がＡＥＤの適切な管理を実施できるよう、電極パッド及びバッテリについて、表示ラベルへの交換時期の記入方法、ＡＥＤ本体又はケース等への取り付け方法、日常点検の重要性及び実施方法（インジケータの確認法、異常時の対応、連絡先等）その他必要な情報を分かりやすく提供するとともに、日常点検の結果を記録するためのシートや手帳等を販売業者及び賃貸業者等と連携し、購入者又は設置者からの求めに応じ交付すること。

３．ＡＥＤの設置情報登録について

ＡＥＤの設置に関する情報について、販売業者又は賃貸業者と連携の上、把握に努めるとともに、ＡＥＤの購入者又は設置者に対して、財団法人日本救急医療財団への設置者登録を依頼すること。

４．ＡＥＤ等の添付文書の改訂について

製造販売するＡＥＤ及びＡＥＤの電極パッドの添付文書について、以下のとおり改訂すること。

１）ＡＥＤの添付文書の【貯蔵・保管方法及び使用期間等】欄に、「バッテリの寿命（ＡＥＤ装着時から○年）」を記載し、また、「バッテリはＡＥＤの設置環境や使用状況によって使用期間が異なる可能性があり、交換時期は目安である。」旨を記載すること。

２）ＡＥＤの添付文書の【取扱い上の注意】欄に、「日常の点検や消耗品（電極パッドやバッテリ）の交換時期の管理を適切に行う。」旨を記載すること。

３）ＡＥＤの添付文書の【取扱い上の注意】欄に、「原則、ＡＥＤを第三者に販売・授与しないこと。授与等を行う際は、必ず、あらかじめ販売業者又は製造販売業者に連絡する。」旨を記載すること。

４）ＡＥＤの添付文書の【保守・点検等に係る事項】欄に、「日常の点検として、インジケータを毎日確認する。」旨を記載すること。

５）電極パッドの添付文書の【貯蔵・保管方法及び使用期間等】欄に、「使用期間（製造時から○年）」を記載すること。

５．上記４に従い改訂したＡＥＤの添付文書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」

という。）の「医薬品医療機器情報提供システム」ホームページ上に掲載すること。

６．上記に記載する対応の状況について、本年５月１８日（通知発出の１か月後）までに、機構安全部医療機器安全課に報告をすること。

なお、上記１、２、３の対応の状況については、当該報告の後も適宜、報告すること。

また、上記４、５の対応については、当該報告期日までに完了すること。

別添２　同日付の厚生労働省医政局長及び医薬食品局長から関係省庁宛て通知

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器(以下「ＡＥＤ」という。)については、平成１６年７月１日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急においてＡＥＤが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にＡＥＤの適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、ＡＥＤの適切な管理等について、ＡＥＤの設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているＡＥＤの適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施するＡＥＤの使用に関する講習会においても、ＡＥＤの適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めたＡＥＤの適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

表１－３　「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の周知等について（依頼）」

平成22年5月7日付け薬食安発０５０７第１号　薬食監麻発０５０７第５号　薬食機発０５０７第１１号　厚生労働省医薬食品局安全対策課長　厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長　厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長からＡＥＤ製造販売業者代表者及び都道府県衛生主管部（局）長宛ての通知

（ＡＥＤ製造販売業者代表者宛て）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の周知等について（依頼）

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の適切な管理等を設置者等に依頼するための情報提供等の実施については、平成２１年４月１６日付け薬食安発第0416001号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」により依頼し、設置者等への表示ラベルの配布や日常点検等に関する情報提供等を実施いただいたところです。

一方、必ずしも設置者等による日常点検の実施や消耗品の管理が徹底されていない状況も報告されており、緊急時に正常に使用されるためにも、平成２１年４月１６日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」を参考に、ＡＥＤの各製造販売業者として、日常点検の重要性及び消耗品の管理の必要性等について、改めて全ての設置者又は購入者に情報提供いただくよう、お願いします。あわせて、ＡＥＤの設置者の全体の把握に努め、円滑な情報提供が可能となるよう設置者の情報を適切に管理するようお願いいたします。

また、ＡＥＤの自主回収（改修）の事例や消防機関における救急隊用ＡＥＤを中心とした不具合（疑いを含む。）の事例が相継いでいる状況であることから、一層の品質管理・安全管理体制の強化及び製品の改良に努めるようお願いします。

（都道府県主管部（局）長あて）

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の周知等について（依頼）

自動体外式除細動器（以下「ＡＥＤ」という。）の適切な管理等の実施については、平成２１年４月１６日付け医政発第0416001号・薬食発第0416001号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（以下「平成２１年通知」という。）により、関係団体等への周知等を依頼したところです。

一方、必ずしも設置者等による日常点検の実施や消耗品の管理が徹底されていない状況も報告されており、緊急時に正常に使用されるためにも、別添のとおり、ＡＥＤの各製造販売業者に対して、日常点検の重要性及び消耗品の管理の必要性等について、改めて全ての設置者又は購入者に情報提供すること等を依頼いたしました。

ついては、貴職においても、関係部局と連携の上、平成２１年通知の内容について、改めて関係団

体等への周知等を行うようお願いいたします。

（参考）

１）厚生労働省作成リーフレット「ＡＥＤの点検をしていますか？」

URL; http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/dl/h0401-4b.pdf

２）厚生労働省ホームページ「自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の適切な管理等の実施について」

URL; http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/04/h0401-4.htm__

表１－４

非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会報告書（平成 16 年 7 月 1 日）における講習の内容

３自動体外式除細動器の使用に関する講習について

○　心停止者が救命される可能性を向上させるためには、迅速な基本的心肺蘇生処置と、迅速な電気的除細動が、それぞれ有効であることが明らかとなっている。また、自動体外式除細動器の使用に当たって、意識や呼吸の有無を的確に判断する技能を身につけることが必要である。これらのことから、自動体外式除細動器の使用に関する講習において、既に基本的心肺蘇生処置に習熟していると考えられるなどの場合を除き、基本的心肺蘇生処置を含むことが適切と考えられる。

○　ただし、基本的心肺蘇生処置は、いったん習得してもその技能の維持が必ずしも容易ではないなど、課題があることが指摘されている。また、基本的心肺蘇生処置を伴わずに、電気的除細動だけを行った場合にも、特に発症直後では優れた効果が認められている。そのため、自動体外式除細動器の使用の普及に力点を置き、救命への国民の参加の意欲を喚起することに資するものとすべきとの考え方にも留意すべきである。

○　当検討会としては、これらを総合的に勘案し、講習について次のように具体化を図った。その際、の講習は、第２の３に示したとおり、救命の現場に居合わせ自動体外式除細動器を使用する一般市民については、医師法との関係で義務的な条件とはならないものの、自信を持って積極的に救命に取り組むためのものであるとの認識が、関係者に共有される必要があるものと考える。

（１）講習の内容及び時間数

○　病院外での基本的心肺蘇生処置や電気的除細動の実施を起点に、搬送途上における処置を経て、医療機関での治療までといった救命のために行われる「救命の連鎖」の一環を非医療従事者が担うことが期待されるものであることから、講習では、非医療従事者に、救急搬送を経て救急医療への実施という一連の流れと、その中における行為者自らの位置付けを理解してもらうことが必要である。さらに、早期の電気的除細動の必要性と効果、自動体外式除細動器の安全な操作法について講習を通じて理解してもらうことが必要である。

○　除細動の準備ができるまでの間や、心静止状態（心停止のうち、心筋の収縮が全くなく、心電図でも何ら波形が見られない状態）にあって自動体外式除細動器の自動解析機能がその心停止者について除細動の適応がないと判定した場合など、心臓マッサージ等の基本的心肺蘇生処置を行うことが期待される場合があることや、意識や呼吸の有無を的確に判断する技能を身につける点から、講習では、心臓マッサージ等の救命処置の基本を理解してもらうことが必要である。

○　また、講習の実施に当たり、効果的に知識・技能の習得がなされるよう、講義にあわせ、機器等を用いた実習を適宜組み合わせて行う必要がある。

○　これらの内容を含む講習については、受講する非医療従事者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民に自動体外式除細動器の使用を普及させる観点を加味すれば、講師の技量や、講師に対する生徒数、実習に用いる自動体外式除細動器の数などの状況により変動するものの、概ね３時間程度で必要な内容を盛り込み実施可能と考えられ、その時間数の中で、概ね別紙程度のものを履修することが適当である。

（２）～（３）略

（４）講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫

○　非医療従事者のうち、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定される者を対象に実施される講習にあっては、上記（１）の、いわば共通の内容に加えて、その活動領域の特性や、実施の可能性の高さ、それまでの基本的心肺蘇生処置の習得状況などに応じた適切な内容を盛り込んだ講習を行うことが期待される。なお、これらの講習の円滑な実施を図るため、上記（２）の公的な団体において上記（１）の内容に追加すべき内容の骨子等を示すことが考えられる。

（５）再受講の機会

○　上記の講習を受講した非医療従事者については、その希望に応じ、一定の時間の経過とともに、再受講の機会が確保されることが望ましい。特に、非医療従事者のうち、上記（４）の業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に応急の対応をすることが期待・想定される者にあっては、２年から３年間隔での定期的な再受講により、その知識と技術を充実していくことが期待される。

（別紙）自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を使用する非医療従事者（一般市民）に対する講習

【一般目標】

1.　救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解できる
2.　AED到着までの基本的心肺蘇生処置が実施できる
3.　正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

大項目	中項目	小項目	到達目標	時間（分）
イントロダクション	コース開催の目的	コースの概説 病院外心停止者への対策及び救命の連鎖の重要性	病院外心停止者への対策及び救命の連鎖の重要性を理解する	15
基本的心肺蘇生処置	意識・呼吸・循環のサインの確認と心肺蘇生	意識の確認、通報、気道の確保	意識の確認、早期通報、気道の確保が実施できる	10
		人工呼吸	人工呼吸法が実施できる	15
		循環のサインと心臓マッサージ	循環のサインを確認し心臓マッサージが実施できる	15
		シナリオに対応した心肺蘇生	シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	10
休憩				15
ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオあるいはデモ）	ＡＥＤの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する	10
		指導者による使用法の実施の呈示	ＡＥＤの使用方法と注意点を理解する	10

		ＡＥＤの実技	シナリオに対応して、安全にＡＥＤを使用できる	35
知識と実技の確認		知識とシナリオを使用した実技の確認	心肺蘇生とＡＥＤに関する知識を習得する 種々の異なるシナリオでもＡＥＤや心肺蘇生を実施できる	45
講習時間計				180

表１－５

「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」

平成５年３月 30 日付消防救発第 41 号　消防庁次長から都道府県知事宛ての通知

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱

１ 目的

この要綱は、市町村の消防機関の行う住民に対する応急手当の普及啓発活動について、普及講習の標準的な実施方法、応急手当指導員の認定要件等必要な事項を定め、もって住民に対する応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資することを目的とする。

２ 普及啓発活動の計画的推進

１）消防長（消防本部を置かない市町村については、市町村長。以下同じ。）は、当該市町村の区域内における人口、救急事象等を考慮して、応急手当の普及啓発に関する計画を策定し、応急手当指導員の養成、普及啓発用資機材の配備などを図りつつ、住民に対する応急手当の普及啓発活動の計画的な推進に努めるものとする。

２）応急手当の普及啓発活動を推進するにあたっては、消防長は、住民に対する応急手当の普及講習の開催、指導者の派遣等を行うとともに、デパート、旅館、ホテル、駅舎等多数の住民の出入りする事業所（以下「事業所」という。）又は自主防災組織その他の消防防災に関する組織（以下「防災組織等」という。）の要請に応じて、主として当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う応急手当の普及指導に従事する指導者の養成について配慮するものとする。

３）都道府県知事は、市町村の消防機関の行う普及啓発活動が計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導、助言を行うとともに、指導者の養成等に努めるものとする。

３ 応急手当の普及項目

住民に対する応急手当の普及項目については、応急手当の必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む。）の他、心肺蘇生法（傷病者が意識障害、呼吸停止、心停止又はこれに近い状態に陥ったとき、呼吸及び循環を補助し傷病者を救命するために行われる応急手当をいう。以下同じ。）及び大出血時の止血法を中心とする。

４ 住民に対する普及講習の種類

住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表１、別表１の２及び別表２のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目
普通救命講習（Ⅰ・Ⅱ）	心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える
上級救命講習	心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法

５ 修了証の交付

１）消防長は、応急手当指導員が指導する普通救命講習又は上級救命講習を修了した者に対し、それぞれの講習に対応した別記様式１、別記様式１の２又は別記様式３に定める修了証を交付するものとする。

２）略

３）略

６～19略

別表１

普通救命講習Ⅱ

１　到達目標	１　心肺蘇生法及び大出血時の止血法が、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 ２　自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について理解し、正しく使用できる。
２　標準的な実施要領	１　講習については、実習を主体とする。 ２　１クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 ３　訓練用資機材一式に対して受講者は５名以内とすることが望ましい。 ４　指導者１名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目			細目	時間(分)
応急手当の重要性			応急手当の目的・必要性（突然死を防ぐための迅速な通報等の必要性を含む）等	１５
救命に必要な応急手当（成人に対する方法）	心肺蘇生法	基本的心肺蘇生法（実技）	反応の確認、通報、気道確保要領	１６５
			口対口人口呼吸法	
			胸骨圧迫要領	
			シナリオに対応した心肺蘇生法	
		ＡＥＤの使用法	ＡＥＤの使用方法（ビデオ等）	
			指導者による使用法の呈示	
			ＡＥＤの実技要領	
		異物除去法	異物除去要領	
		効果確認	心肺蘇生法の効果確認	
	止血法		直接圧迫止血法	
合計時間				１８０

別記様式１　普通救命講習Ⅰ修了証の様式

略（裏面に「救命技能を忘れることなく維持向上させるため、２年から３年間隔で定期的に講習を受けてください。」という記載あり。）

ＡＥＤ事例表

事例	１－１　事務室の奥など人目に付きにくい場所にＡＥＤを設置している例
写真等	①　　②
説明	①　棚に設置している。しかし、棚の大きさの関係で横向きに倒して設置しており、取り出さない限りインジケータ（ＡＥＤの状態を確認するためランプや画面）の確認は困難になっており、事務室入口には「ＡＥＤ設置施設」の設置マーク（ステッカー）等が貼り付けられていない。 ②　奥の棚に設置している。しかし、①と同様に棚の大きさの関係で横向きに倒して設置しており、取り出さない限りインジケータの確認は困難になっており、事務室入口には「ＡＥＤ設置施設」の設置マーク（ステッカー）等が貼り付けられていない。

事例	１－２　庁舎入口に「ＡＥＤ設置施設」のステッカー等が貼り付けられていない例
写真等	
説明	ＡＥＤを設置しているにもかかわらず、庁舎入口に「ＡＥＤ設置施設」のステッカー等が貼り付けられておらず、ＡＥＤが設置されているかどうか外部から確認できない。

事例	１－３　業者名とその連絡先が記載されたタグは取り付けられているものの、表示ラベルが取り付けられていない例
写真等	
説明	ＡＥＤ本体に電極パッドやバッテリーの交換時期が記載された表示ラベル（事例１－５参照。）が取り付けられていない。

事例	１－４　外部から表示ラベルの記載内容を確認することができない例
写真等	①　　②
説明	①、②ともＡＥＤ本体には表示ラベルが取り付けられているが、収納ケース内にＡＥＤを設置しているため、表示ラベルの記載内容が見えず、外部から記載内容を確認することができない。

事例	１－５　消耗品が交換されているにもかかわらず、表示ラベルの記載内容が訂正されていない例
写真等	
説明	ＡＥＤの小児用パッドの交換が行われ、使用期限が 2012 年 11 月までとなっているにもかかわらず、表示ラベルの使用期限の記載が 2010 年９月のままとなっている。

事例	１－６　電極パッドの使用期限が切れたものが本体に装着されたままとなっている例
写真等	① ②
説明	①　2012 年２月から３月に上部機関から新品の成人用電極パッドが送付された（交換期限：2013 年 11 月）が、交換されておらず、2012 年２月交換期限の電極パッドが装着されたままとなっていた。また、表示ラベルも成人用パッドの交換期限が 2012 年２月、小児用パッドが 2010 年９月と更新されていない。 ②　①と同様に上部機関から新品の成人用電極パッドが送付された（交換期限：2013 年 11 月）が、交換されておらず、2012 年２月交換期限の電極パッドが装着されたままとなっていた。また、表示ラベルの記載も成人用パッドの交換期限が 2010 年５月、小児用パッドが 2010 年９月と更新されていない。

2　地方公共団体関係施設等におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況

(1) 地方公共団体関係施設におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況

調査の結果	図表番号
【制度の概要】 項目１に同じ。	表１－１（再掲） 表１－２（再掲） 表１－３（再掲） 表１－４（再掲） 表１－５（再掲）
【調査結果】 今回、地方公共団体関係施設 23 施設について、ＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。	
ア　ＡＥＤの設置状況 今回調査した 23 施設全てでＡＥＤが設置されており、施設によっては２台保有していることもあり、延べ 24 台が設置されている。また、保有形態をみると、購入が 10 施設（10 台）、リースが 12 施設（12 台）、寄贈が２施設（２台）となっている。	
ＡＥＤの設置場所については、ほとんどの施設が、施設の入口等の人目に付く分かりやすい場所に設置しているが、公衆電話の陰になっており、人目に付きにくいと思われる場所に設置している施設が１施設みられ、施設の入口に「ＡＥＤ設置施設」の設置マーク（ステッカー）等が示されていない施設が７施設みられた。	事例表２－(1)－１ 事例表２－(1)－２
また、ＡＥＤの利用可能時間については、23 施設のうち、18 施設（78.3 パーセント）で施設の開設時間としており、勤務時間終了後も職員が残業等で施設にいる場合の使用は可能だが、職員や警備員が退出後の夜間及び定休日は、ＡＥＤの利用は不可能としている。残りの５施設（21.7 パーセント）では、夜間などでも緊急時に窓ガラスを割ってＡＥＤを取り出し、使用することが可能となっている。	事例表２－(1)－３
イ　ＡＥＤの維持管理の状況 今回調査した 23 施設におけるＡＥＤの日常点検、消耗品の管理等の維持管理状況をみると、ＡＥＤの維持管理について、ほとんどの施設で日常点検を実施するとしているが、①日常点検を実施していない施設が２施設（8.7 パーセント）、②日常点検は実施しているが、記録していない施設が 10 施設（43.5 パーセント）みられた。	
また、①表示ラベルが取り付けられていない施設（調査時に表示ラベルシールを貼り付けた４施設含む。）が８施設（34.8 パーセント）、②電極パッドの交	事例表２－(1)－４

換時期については、ＡＥＤ本体と収納ケースに交換時期を記載したシールが貼り付けてあるが、バッテリーの交換時期を記載したシールが貼り付けられていない施設が１施設（4.3パーセント）、③ＡＥＤ本体に表示ラベルが取り付けられているが、収納ケース内にＡＥＤを設置しているため、表示ラベルの記載内容が隠れており、外部から記載内容を確認することができない施設が５施設（21.7パーセント）みられた。	事例表２－(1)－５ 事例表２－(1)－６
ウ　職員に対する講習の実施状況 今回調査した 23 施設における職員に対するＡＥＤの取扱い等に係る講習の実施状況をみると、①消防機関が実施する普通救命講習等を職員に受講させていた施設が 19 施設（82.6 パーセント）、②業者が実施する講習を職員に受講させていた施設が２施設（8.7 パーセント）、みられるが、中には、最後の講習等から約３年以上講習等を実施していないとする施設が２施設（8.6パーセント）みられた。	
エ　設置場所の登録、公表等状況 今回調査した 23 施設のうち、４施設（17.4 パーセント）で一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）にＡＥＤの設置情報を登録していない状況がみられた。 また、実際は２台設置しているにもかかわらず、財団ホームページでは誤った台数が登録されている施設が１施設みられた。 なお、施設独自のホームページでＡＥＤの設置情報を公表している施設が 20 施設、みられた。	
オ　ＡＥＤの使用状況 今回調査した 23 施設において、ＡＥＤを使用した事例は皆無である。 なお、平成 21 年６月の自転車競技大会時、競技応援者がてんかんを起こし、意識不明となったが、居合わせた看護師がＡＥＤを使用する必要はないとして使用せず、命に別状はなかった事例がある。	

(2) 公共施設等におけるＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況

調査の結果	図表番号
【制度の概要】 項目１に同じ。	表１－１（再掲） 表１－２（再掲） 表１－３（再掲） 表１－４（再掲） 表１－５（再掲）
【調査結果】 今回、公共施設等 11 施設について、ＡＥＤの設置、維持管理及び使用等の状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。	
ア　ＡＥＤの設置状況 今回調査した 11 施設全てでＡＥＤが設置されており、施設によっては２台から３台保有していることもあり、延べ 16 台が設置されている。また、保有形態をみると、購入が８施設（９台）、リースが１施設（１台）、無償貸与が２施設（２台）、寄贈が１施設（１台）、不明が１施設（３台）となっている。	
ＡＥＤの設置場所については、どの施設とも施設の入口等の人目に付く分かりやすい場所に設置しているが、施設の入口等に「ＡＥＤ設置施設」の設置マーク（ステッカー）等が示されていない施設が５施設（45.5 パーセント）みられた。	事例表２－(2)－１
さらに、ＡＥＤの利用可能時間については、11 施設のうち、５施設（45.5 パーセント）で施設の開設時間としており、勤務時間終了後も社員が残業等で施設にいる場合の使用は可能だが、社員や警備員が退社後の夜間や定休日は、ＡＥＤの利用は不可能としている。残りの６施設（54.5 パーセント）では、社員が当直していることから、24 時間使用することが可能となっている。	
イ　ＡＥＤの維持管理の状況 今回調査した 11 施設におけるＡＥＤの日常点検、消耗品の管理等の維持管理状況をみると、ＡＥＤの維持管理について、日常点検を実施しているか不明の施設が１施設のみであり、10 施設で日常点検を実施するとしているが、その一方で、日常点検は実施しているが、記録していない施設が７施設（70 パーセント）みられた。	
また、①表示ラベルが取り付けられていない施設が３施設(27.3 パーセント)、②ＡＥＤ本体に表示ラベルが取り付けてあるが、電極パットやバッテリーの交換時期が記載されていない施設が１施設（9.1 パーセント)、③ＡＥＤ本体に表示ラベルが取り付けられているが、収納ケース内にＡＥＤを設置しているため、	事例表２－(2)－２ 事例表２－(2)－３

表示ラベルの記載内容が隠れており、外部から記載内容を確認することができない施設が２施設（18.2 パーセント）みられた。 さらに、電極パッドの使用期限が過ぎたものが本体に装着されたままとなっている施設が１施設（9.1 パーセント）みられた。	事例表２－(2)－４ 事例表２－(2)－５
ウ　職員に対する講習の実施状況 今回調査した 11 施設における職員に対するＡＥＤの取扱い等に係る講習の実施状況をみると、消防機関が実施する普通救命講習等を職員に受講させていた施設が８施設（72.7 パーセント）みられるが、中には、①最後の講習等から約３年以上講習等を実施していないとする施設が２施設（18.2 パーセント）、②ＡＥＤを設置したにもかかわらず、ＡＥＤ設置後の講習をしたか不明としている施設が１施設（9.1 パーセント）みられた。	
エ　設置場所の登録、公表等状況 今回調査した 11 施設のうち、３施設（27.2 パーセント）で一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）にＡＥＤの設置情報を登録していない状況がみられた。 また、実際の設置台数と財団ホームページで登録されている台数が異なっている施設が１施設、実際の設置台数と住所が財団ホームページで登録されている情報が異なっている施設が１施設みられた。 なお、施設独自のホームページでＡＥＤの設置情報を公表している施設が７施設みられた。	
オ　ＡＥＤの使用状況 今回調査した 11 施設において、ＡＥＤを使用した事例は次のとおりである。 ①　平成 18、19 年頃に富士山５合目で使用し、救命された事例があったとしているが詳細は不明である。 ②　平成 22 年 12 月 30 日、施設内で 60 代の男性が倒れたため、偶然居合わせた看護師がＡＥＤを使用した。救急車で病院に搬送され、しばらく生存していたものの、亡くなった事例がある。 なお、このほか平成 24 年２月 11 日、施設前で 20 代女性が倒れたため、社員がＡＥＤを使用しようとしたところ、パッドは付けたものの、呼吸が戻ったため通電はせず、救急車で病院に搬送された事例がある。	

ＡＥＤ事例表

事例	２－(1)－１　人目に付きにくい場所に設置されている例
写真等	
説明	１階に設置しているが、公衆電話の陰になっており、人目に付きにくくなっている。

事例	２－(1)－２　施設の入口に「ＡＥＤ設置施設」の設置マーク（ステッカー）等が示されていない例
写真等	
説明	１階にＡＥＤを設置しているにもかかわらず、庁舎入口に「ＡＥＤ設置施設」のステッカー等が貼り付けられておらず、ＡＥＤが設置されているかどうか外部から確認できない。

事例	２－(1)－３　夜間などでも緊急時に窓ガラスを割ってＡＥＤを取り出し、使用することが可能な例
写真等	
説明	１階入口に「ＡＥＤ設置施設」のステッカーを貼付した上で、「もしもの時は、このガラスを割って中に入り、ＡＥＤを持ち出してください」と表示し、夜間などでも緊急時の使用を可能にしている。

事例	２－(1)－４　表示ラベルが取り付けられていない例
写真等	
説明	ＡＥＤ本体に電極パッドやバッテリーの交換時期が記載された表示ラベルが取り付けられていない。

事例	２－(1)－５　バッテリーの交換時期を記載したシールが貼り付けられていない例
写真等	
説明	ＡＥＤ本体に表示ラベルが取り付けられているが、電極パッドやバッテリーの交換時期が記載されていない。ただ、電極パッドの交換時期については、ＡＥＤ本体に交換時期を記載したシールが貼り付けてある。

事例	２－(1)－６　外部から表示ラベルの記載内容を確認できない例
写真等	
説明	ＡＥＤ本体に電極パッドやバッテリーの交換時期が記載された表示ラベルが取り付けられているが、収納ケース内にＡＥＤを設置しているため、表示ラベルの記載内容が隠れてしまい、扉を開けなければ、外部から記載内容を確認することができない。

事例	２－(2)－１　施設の入口等に「ＡＥＤ設置施設」の設置マーク（ステッカー）等が示されていない例
写真等	
説明	１階入口脇に設置しているが、「ＡＥＤ設置施設」のステッカー等が貼り付けられておらず、ＡＥＤが設置されているかどうか外部から確認できない。

事例	２－(2)－２　表示ラベルが取り付けられていない例
写真等	
説明	ＡＥＤ本体に電極パッドやバッテリーの交換時期が記載された表示ラベルが取り付けられていない。

事例	２－(2)－３　電極パッドやバッテリーの交換時期が記載されていない例
写真等	
説明	本体に表示ラベルが取り付けられているが、電極パッド及びバッテリーの交換時期が記載されていない。

事例	２－(2)－４　外部から表示ラベルの記載内容を確認できない例
写真等	
説明	ケース内にＡＥＤが設置されているが、ＡＥＤ本体に電極パッドやバッテリーの交換時期が記載された表示ラベルが取り付けられているものの、裏に隠れているため、扉を開けなければ、外部から記載内容を確認することができない。

事例	２－(2)－５　電極パッドの交換期限を過ぎたものが本体に装着されたままとなっている例
写真等	
説明	１階インフォメーションに設置されているＡＥＤの電極パッドは、交換期限が 2010 年 11 月であるが、調査時点で１年７か月超過しているにもかかわらず、本体に装着されたままとなっている。